

厚年適用（法人単位）（法人番号含む）

平成25年10月31日
日本年金機構厚生年金保険部

- 現在の厚生年金保険における適用主体は、一部の一括適用又は本社管理を除き、事業所を単位とされている。このため、同じ法人内でありながら本社と支社間等で転勤があった場合には、被保険者資格の喪失、被保険者資格の取得の手続きが必要となり、適正に手続きが行われないと厚生年金加入期間に空白が生じる恐れがある。
- 一方、先の制度改正により、平成28年10月より短時間労働者の適用拡大が法人を基準として実施されることとなっており、法人単位での適用の管理が必要となってくる。
- また、社会保障・税番号制度が実施された際には、法人ごとに固有の番号が付されるとともに、行政機関等はこれらの番号を利用することとなっている。
- 法人単位とすることで、事業所においては資格取得等の手続きが不要となるなど、事務の簡素化となることから、このような状況を踏まえ、法人単位での適用の拡大を図ることが将来のあり方ではないかと考えられるところ。
- 今後の厚生年金保険の適用事業においては、まずは、一括適用制度・本社管理制度の推進をしていくことが必要。その上で、法人単位による管理の更なる推進については、法令面の整備、事務処理体制面の構築、システム改修などに係る諸課題についての検討が必要となる。

1 これまでの対応

1. 一括適用制度、本社管理制度の推進

一括適用や本社管理を推進することにより、届出漏れの防止を図ることについては、

- (1) 平成 24 年 9 月に事業主向けチラシを全適用事業所に配布。平成 25 年度にあつては、11 月送付分の納入告知書に同封予定。
- (2) 一括適用や本社管理とすることにより、事業主にあつては、社員の転勤に伴う被保険者資格の喪失届や資格取得届の提出が必要ではなくなること、機構にあつては、繁忙期、特に、転勤の多い 3 月、4 月の届出が減少するといったメリットが想定されることから、更に推進していくことが必要。
- (3) 実施状況については、平成 26 年度の算定基礎届の提出時期に現況を調査（平成 25 年 8 月末現在の一括適用事業所は、618 代表事業所 10, 225 支社、平成 25 年度の実施した調査事業所（321, 138 事業所）のうち、本社管理事業所は、本社 30 社、87 支社）

2 今後の検討事項等

1. 一括適用（あるいは本社管理）の現状と問題等

(1) 現状

- ① 一括適用の仕組みは、法律に定められ、本社において支社の社員に係る人事、労務及び給与の（電算組織による）管理が行われている場合に、大臣の承認の下適用されている。
- ② 一方、本社管理の仕組みは、平成 18 年に社会保険庁医療保険課長及び年金保険課長通知で定められ、人事、労務及び給与の管理を本社で行っている被保険者について限定し、事業主が年金事務所に申し出ることにより適用されている。

(2) 問題と方向性

- ① 本社において本社・支社の社員全ての人事、労務及び給与が管理されている場合、一括適用も、本社管理も実質的な差異がないにもかかわらず、一方は承認、もう一方は申し出のみで適用されるといった不整合が生じる。
また、現状の本社管理の仕組みでは、依然として資格喪失・取得の手続きが必要となる場合がある。
- ② そこで記録問題に配慮しつつ、一括適用又は本社管理を更に促進させるため、例えば、一括適用において簡便な手続きで認めることとできないか。

2. 将来的な検討課題

(1) 短時間労働者への適用拡大を契機とした一括適用（あるいは本社管理）の推進

① 概要

- ・ 短時間労働者への適用拡大（平成28年10月から実施）を契機に、機構が管理する適用事業所情報に、登記簿に記載される会社等法人番号（以下「法人番号」という。）を組み込むこととしている。適用事業所の法人単位での整理が可能となることにより、複数の事業所を持つ法人を特定して勧奨が可能となる。
- ・ 法人番号をキーとすることにより、機構が管理する適用事業所情報と雇用保険情報との突合作業を実施し、一括適用から漏れている事業所がないか確認する方法の検討を行う。

② 対応事項と当面の工程表

- ・ 法人番号による突合等を可能とするためのシステム改修及び法人登記情報からの法人番号の取り込み、算定基礎届の時期を活用して取り込めなかった番号を収録する。
- ・ 法人番号の記載の義務付け（省令改正）を行う。また、その際は経済団体を経由して周知するなど、広く事業主に周知することを検討する。

(2) 一括適用（あるいは本社管理）の仕組みの見直し

① 法令面

- ・ 承認、申請手続き等の見直し
承認行為の廃止、一括適用における簡便な手続き及び承認基準の緩和ができないか。

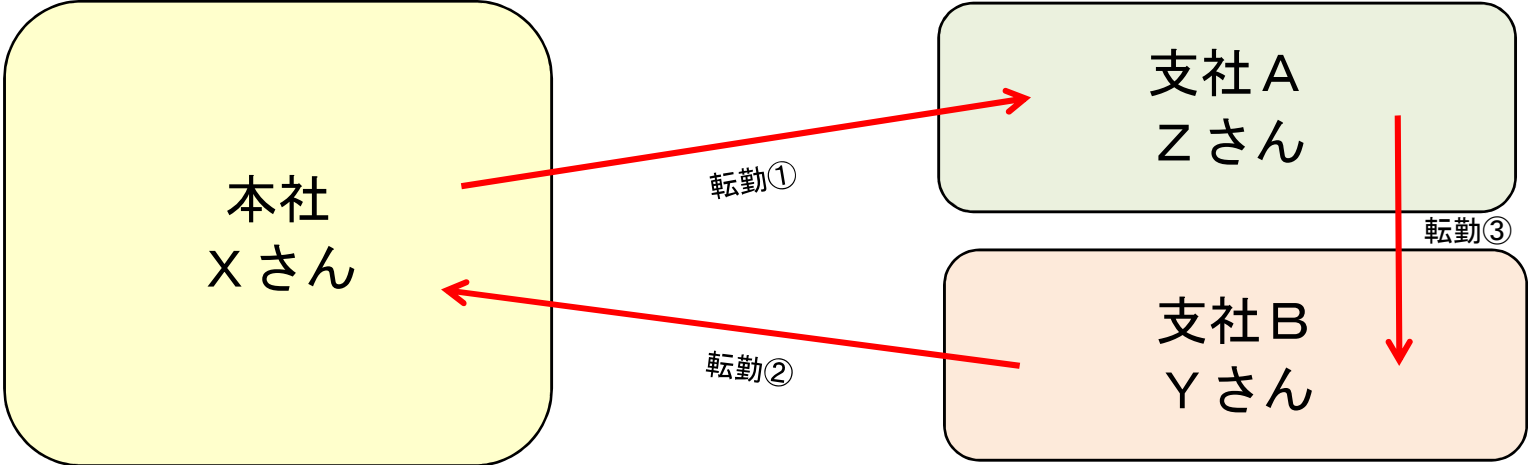
② 人員・事務処理体制の見直し

- ・ 年金事務所の調査権限の見直し
一括適用により一の適用事業所になっている事業所の支社（本社以外）については、適用事業所とはされないため、支店の存する年金事務所には調査権限がない。そこで、当該支社の存する地域の年金事務所が当該支社を調査できるような仕組みはできないか。
- ・ 人員体制の見直し
調査権限の見直しに伴い、広域にわたる調査の企画・事務所間の連絡調整を行う担当部署が必要ではないか。

③ システム改修

- ・ 一括適用事業所（あるいは本社管理）の管理方法の見直しによるシステムの改修は必要ではないか。

同一法人内における被保険者の転勤事例に係る届出



【転勤①】 本社から支社AにXさんが転勤。（Xさんの人事・給与管理等は本社が行っている）
 【転勤②】 支社Bから本社にYさんが転勤。（Yさんの人事・給与管理等は本社が行っていない）
 【転勤③】 支社Aから支社BにZさんが転勤。（Zさんの人事・給与管理等は本社が行っていない）

<昨今の企業形態の多様化との関連>

- ・ 外国法人の子会社たる日本法人：外国法人とは別法人であることから、日本法人が適用事業所となる。なお、日本法人の海外子会社においては、日本法人で人事・給与管理等されている日本人の場合、二国間協定により免除されない限り、国内法と国外法が適用される。
- ・ 持株会社：持株会社グループは、それぞれが別法人であることから、一括適用、本社管理の対象とはならない。

資格喪失届・取得届の必要性の有無

	一括適用	本社管理	本社・支社とも 適用事業所
転勤①	不要	不要	必要
転勤②	不要	必要	必要
転勤③	不要	必要	必要

(現在検討中イメージ)

法人番号を活用した一括適用制度等の推進に係る工程表

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
イベント			<ul style="list-style-type: none"> 新規適用時の会社法人等番号の届出の義務化 社会保障・税番号(法人番号)の利用開始 	<p>▲</p> 短時間労働者の適用拡大の施行
法人共通番号の付番(紐付け) [短時間労働者の適用拡大への対応]		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 機構が管理する事業所整理記号と法務省が保有する会社法人等番号との紐付け(※) </div> <p>※ 名寄せ・突合処理(事業所名称、所在地) ※ 外部委託を活用した不突合データの精査</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 会社法人等番号の確認等(※) </div> <p>※ 収録済番号の確認、訂正 ※ 未収録分の届出、収録</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 適用拡大対象事業所への届出勧奨・施行 </div>
一括適用制度・本社管理制度の推進		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 算定基礎届の提出時期を活用した本社管理等の現況調査(※) </div> <p>※ 具体的な調査方法等は要検討</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 一括適用制度・本社管理制度の推進 </div>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 一括適用制度・本社管理制度の推進 </div>				